

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成27年 4月24日
【会社名】	株式会社アルトナー
【英訳名】	ARTNER CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 関口 相三
【本店の所在の場所】	兵庫県尼崎市西大物町5番2号 (同所は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	06(6445)7551
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 張替 朋則
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区中之島三丁目2番18号 住友中之島ビル2階
【電話番号】	06(6445)7551
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 張替 朋則
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成27年4月23日開催の当社第53期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
平成27年4月23日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件  
期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金15円 総額39,848,595円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年4月24日

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、定款の定めにより業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められることに伴い、それらの取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第30条第2項(取締役の責任免除)及び第41条第2項(監査役の責任免除)の一部を変更する。なお、この変更に伴う経過措置として、附則を設ける。

現行定款第2条(目的)の文言整備による変更を行う。

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役として、関口相三、奥坂一也、張替朋則、江上洋二、佐藤宗を選任する。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役として、三谷高昭、金井博基、福室孝三郎を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	20,593	3	0	(注)1	可決(96.79%)
第2号議案	20,593	3	0	(注)2	可決(96.79%)
第3号議案					
関口 相三	20,336	260	0	(注)3	可決(95.58%)
奥坂 一也	20,336	260	0		可決(95.58%)
張替 朋則	20,336	260	0		可決(95.58%)
江上 洋二	20,336	260	0		可決(95.58%)
佐藤 宗	20,334	262	0		可決(95.57%)
第4号議案					
三谷 高昭	20,443	153	0	(注)3	可決(96.08%)
金井 博基	20,443	153	0		可決(96.08%)
福室 孝三郎	20,443	153	0		可決(96.08%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

以 上